

4. 維持管理に関する計画書

一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項

本設備は、排ガスに含まれるばいじん及び有害ガス成分を除去し、指定の基準値以下にする設備であり、無触媒脱硝設備、ろ過式集じん器、及びこれらに付帯する装置から構成されています。

焼却炉にて発生した排ガスは、ボイラを出るまでに無触媒脱硝法によって窒素酸化物が低減されます。そして、ボイラから出た後は、節炭器を通過し、ろ過式集じん器に導入されます。ろ過式集じん器は、ばいじん及びダイオキシン類の除去、消石灰の吹き込みによる塩化水素及び硫黄酸化物の除去を目的に設けています。ろ過式集じん器で捕集された飛灰は、飛灰処理設備に搬送されます。

※ 排出ガス設計値

ばいじん	: 0.01 g/m ³ N 以下	(乾きガス、O ₂ 12%換算)
塩化水素	: 20 ppm 以下	(乾きガス、O ₂ 12%換算)
硫黄酸化物	: 20 ppm 以下	(乾きガス、O ₂ 12%換算)
窒素酸化物	: 80 ppm 以下	(乾きガス、O ₂ 12%換算)
ダイオキシン類	: 0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下	(乾きガス、O ₂ 12%換算)

一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項は、「一般廃棄物処理施設の技術上の基準」に基づき、下表のとおりです。

施設の技術上の基準(施行規則第四条第一項)	施設の計画内容
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全です。
二 削除	
三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じます。
四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備を設置します。
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものです。
六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造です。
七 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次の要件を備えていること。	
イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	焼却炉へのごみの供給にあたっては、ごみの自重によるマテリアルシールにより焼却炉内と外気とを遮断し、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に供給できる給じん装置を設置します。
ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	焼却炉(燃焼室)の燃焼空気量及び二次空気量を制御することにより、摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものです。
(1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。	
(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できる容量を有しています。
(3) 外気と遮断されたものであること。	燃焼室への入口側は、ごみ投入ホッパにおいて、ごみの自重によるマテリアルシールを行い、燃焼室の落じん部は水封構造とし、外気と遮断します。
(4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	炉の立上げ時は、炉温を速やかに上昇させるため、助燃バーナ及び再燃バーナを設置します。

施設の技術上の基準(施行規則第四条第一項)	施設の計画内容
(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。	燃焼に必要な空気を供給できる設備として、押込送風機及び二次押込送風機を設けています。また、押込送風機及び二次押込送風機は回転数制御により供給空気量を調整する機能を有しています。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	炉内の燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録する制御システム(DCS)を設置します。
ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	ろ過式集じん器に流入する燃焼ガスを冷却するため、ボイラ、節炭器を集じん器の上流側に設置し、摂氏二百度以下に冷却します。
ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	ろ過式集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録する制御システム(DCS)を設置します。
ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。	施設の煙突から排出される排ガスにより、生活環境保全上の支障が生じないように、ろ過式集じん器（ばいじん除去）、有害ガス除去装置（塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類、水銀除去）、無触媒脱硝設備（炉内における窒素酸化物の発生抑制）等の排ガス処理設備を設置します。
ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	煙突入口の煙道に一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録する制御システム(DCS)を設置します。
十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	プラント系の排水は、施設内にある排水処理設備で下水道受入基準以下まで処理し、再利用するとともに、余剰水は下水道放流します。また、ごみピット汚水は炉内噴霧処理とし、放流はしません。生活排水は下水道放流します。

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、本施設の一般廃棄物処理施設の維持管理は以下のように計画します。

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施設の計画内容
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	当該施設の1日当たりの最大処理能力115トンを超えないよう、ごみの焼却を行います。
二 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみはクレーンにて、ピット内のごみを常時均一に混合します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、投入ホッパにおいて、ごみの自重によるマテリアルシールにより外気と遮断し、燃焼室への供給は給じん装置により定量かつ連続的に行います。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保ちます。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱しゃく減量が五パーセント以下になるように焼却します。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定します。また、記録装置を設け記録します。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	ボイラや節炭器により、燃焼ガスを冷却し、ろ過式集じん器の入口温度を摂氏二百度以下に冷却します。

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施設の計画内容
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器入口ダクト部に温度計を設置し、流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。</p>
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ボイラ及び節炭器にたい積したばいじんは、スートブロワにより除去します。 ボイラ、節炭器及びろ過式集じん器でたい積又は捕集したばいじんは、底部に設置するコンベヤにより排出します。</p>
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（酸素濃度十二パーセント換算値の四時間平均値）が百万分の三十以下となるように、ごみを安定的に焼却します。</p>
<p>ロ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突の煙道に一酸化炭素濃度測定装置を設置し、排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。</p>
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下（0.1ng-TEQ/m³（NTP）以下）となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³（NTP）以下となるようにごみを焼却します。</p>
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年二回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を二月に一回測定し、かつ、記録します。</p>

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施設 の 計 画 内 容
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、下記の装置を設置します。 ①ばいじん除去：ろ過式集じん器 ②塩化水素、硫黄酸化物除去：ろ過式集じん器 ③ダイオキシン類除去：ろ過式集じん器 ④窒素酸化物除去：無触媒脱硝設備 排ガス処理基準値を五十六頁に示します。
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障がないようすること。	該当なし(煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却は行いません。)
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ボイラやろ過式集じん器により捕集されたばいじん(飛灰)は、飛灰搬送装置で飛灰処理設備に移送され、飛灰貯留槽に貯留します。飛灰を薬剤処理し、灰ピット(飛灰処理物)に貯留します。 焼却灰は、焼却炉下コンベヤ又は灰押出装置により加湿後、灰搬送装置にて移送し、灰ピット(焼却灰)に貯留します。
ソ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当なし(ばいじん又は焼却灰の熔融は行いません。)
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当なし(ばいじん又は焼却灰の焼成は行いません。)
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	発生したばいじんはキレート薬剤及び水を供給し、混練機により均一に混合します。 排水処理基準値を五十六頁に示します。
ナ 固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を構ずること。	該当なし(固形燃料の受入れはありません。)
ラ～ケ 固形燃料に関連する項目	該当なし
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を	消防法等に基づき、火災等の予防組織を整備

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施設の内容
講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	し、その発生を防止するとともに、危険物一般取扱所等には、必要な消火設備を設置します。
三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当なし(ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設ではありません。)
四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当なし(ばいじん又は焼却灰の処理施設ではありません。)
五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気を調節すること。	該当なし(高速堆肥化処理施設ではありません。)
六 破碎施設にあつては、次のとおりとする。 イ、ロは省略	該当なし(破碎施設ではありません。)
七 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。 イ、ロは省略	該当なし(ごみ運搬用パイプライン施設ではありません。)
八 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当なし(選別施設ではありません。)
九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。 イ〜ルは省略	該当なし(固形燃料化施設ではありません。)
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみの飛散防止のため、ごみピットに貯蔵します。ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラットホームからごみピットへごみを投入します。 悪臭発散のおそれのあるごみピット内の空気は、炉運転時には燃焼用空気として吸引し炉に吹込み高温下にて脱臭されます。 また、炉停止時には脱臭設備により悪臭を脱臭してから、外部に排出します。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	薬剤噴霧装置を設置し、必要に応じてごみピットへ防虫剤の噴霧を行うことにより、蚊、はえ等の発生の防止に努めます。また、構内の清潔を保持します。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対して、防振装置、ラギング、防音壁等の適切な防音装置を

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施 設 の 計 画 内 容
と。	その騒音や振動レベルに応じて設置する他、騒音の大きな機器は専用室に収納し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	有機系排水は、生物処理後に無機系排水処理設備にて処理します。 無機系排水は、凝集沈殿やろ過処理後に再利用し、余剰水は下水道へ放流します。
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持させるために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	当該施設の設置に係る維持管理は、城南衛生管理組合にて行います。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。

排ガスの性状、放流水の水質等について
 周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

1. ごみ質、焼却残渣の熱しゃく減量

ごみ質、焼却残渣の熱しゃく減量は、達成することとした数値を設計値とします。

項目	基準値	設計値	測定頻度
ごみ質	—	—	4回/1年
焼却残渣の熱しゃく減量	10% 以下 ※注	5% 以下	1回/1ヶ月

注) 焼却残渣の熱しゃく減量は、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準による。

2. 排ガス基準

排ガス基準は、達成することとした数値を設計値とします。

項目	基準値	設計値	測定頻度
ばいじん	0.08g/m ³ N 以下	0.01g/m ³ N 以下	1回/2ヶ月
硫黄酸化物	(K値 2.34)	20ppm 以下	1回/2ヶ月
窒素酸化物	250ppm 以下	80ppm 以下	1回/2ヶ月
塩化水素	700mg/m ³ N 以下 (約 430ppm 以下)	約 33 mg/m ³ N 以下 (20ppm 以下)	1回/2ヶ月
一酸化炭素	100ppm 以下	30ppm 以下	1回/2ヶ月
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	2回/年

※表中は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値

※一酸化炭素は、基準値が 1 時間平均値、設計値が 4 時間平均値

3. 排水基準

本施設では、雨水、プラント系排水、生活排水は以下のように計画しています。

①雨水

屋根雨水は、施設内で極力再利用し、余剰分は専用雨水管へ放流します。その他の雨水は、全量専用雨水管へ放流し、既存の調整池へ送ります。調整池を経由して、宇治市管理の雨水排水路から宇治川に放流します。

宇治川流域の放流基準は「水質汚濁防止法に基づく排水基準省令」、「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例」によります。基準値は表 1 の通りとします。雨水は、達成することとした数値を設計値とします。

②プラント系排水

プラント排水は排水処理設備で下水道排除基準以下まで処理後、施設内で積極的に再利用し、余剰水は下水道へ排水します。基準値は表 2 の通りとします。プラント系排水は、達成することとした数値を設計値とします。

③生活排水

本施設では生活排水は下水道へ排水します。下水道排除基準は、下水道法施行令及び宇治市公共下水道条例によります。基準値は表2の通りとします。生活系排水は、達成することとした数値を設計値とします。

表1：宇治川流域の放流基準

項目	基準値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 (20) mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	90 (70) mg/L 以下

注：() 内の数値は、1日の排出水の平均的な汚染状態の許容限度を示す。

表2：下水道排除基準値

項目	基準値	設計値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
シアン化合物	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
有機燐化合物	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.20 mg/L 以下	0.20 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

フェノール類	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	10 pg-TEQ/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 mg/L 未満	380 mg/L 未満
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3000 mg/L 未満	3000 mg/L 未満
浮遊物質 (SS)	3000 mg/L 未満	3000 mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ. 動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
	ロ. 鉱油類含有量	5 mg/L 以下
窒素含有量	240 mg/L 未満	240 mg/L 未満
燐含有量	32 mg/L 未満	32 mg/L 未満
温度	45 °C 未満	45 °C 未満
沃素消費量	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満
ニッケル	2 mg/L 未満	2 mg/L 未満

4. 騒音基準

本施設から発生する騒音は、市街化調整区域のため騒音規制法の対象外ですが、現折居清掃工場の管理目標値同等レベルである敷地境界線上の騒音レベルを 50dB 以下とします。騒音基準は、達成することとした数値を設計値とします。

	項目	基準値	設計値
騒音	昼間 (午前 8 時～午後 6 時)	—	50dB 以下
	朝・夕 (午前 6 時～午前 8 時、 午後 6 時～午後 10 時)	—	50dB 以下
	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	—	50dB 以下

表の「—」は、事業予定地は特定工場において発生する騒音・振動の規制に関する基準にかかわる区域が指定された場所ではないため、規制基準値が適用されないことを示す。

5. 振動基準

本施設から発生する振動は、市街化調整区域のため振動規制法の対象外ですが、現折居清掃工場の管理目標値同等レベルである敷地境界線上の振動レベルを 55dB 以下とします。振動基準は、達成することとした数値を設計値とします。

	項目	基準値	設計値
振動	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	—	55dB 以下
	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)	—	55dB 以下

表の「—」は、事業予定地は特定工場において発生する騒音・振動の規制に関する基準にかかわる区域が指定された場所ではないため、規制基準値が適用されないことを示す。

6. 悪臭基準

本施設から発生する悪臭は、敷地境界において、臭気指数 10 以下及び悪臭防止法にて定められた規制の基準値以下とします。悪臭基準は、達成することとした数値を設計値とします。

項目		基準値		設計値		
悪臭防止法	アンモニア	ppm	1	以下	1	以下
	メチルメルカプタン	ppm	0.002	以下	0.002	以下
	硫化水素	ppm	0.02	以下	0.02	以下
	硫化メチル	ppm	0.01	以下	0.01	以下
	二硫化メチル	ppm	0.009	以下	0.009	以下
	トリメチルアミン	ppm	0.005	以下	0.005	以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.05	以下	0.05	以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	以下	0.05	以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	以下	0.009	以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	以下	0.02	以下
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	以下	0.009	以下
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	以下	0.003	以下
	イソブタノール	ppm	0.9	以下	0.9	以下
	酢酸エチル	ppm	3	以下	3	以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	1	以下	1	以下
	トルエン	ppm	10	以下	10	以下
	スチレン	ppm	0.4	以下	0.4	以下
	キシレン	ppm	1	以下	1	以下
	プロピオン酸	ppm	0.03	以下	0.03	以下
	ノルマル酪酸	ppm	0.001	以下	0.001	以下
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	以下	0.0009	以下	
イソ吉草酸	ppm	0.001	以下	0.001	以下	

気体排出口

特定悪臭物質の種類毎に、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次式により算出して得られた流量を許容限界とします。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量 (m³N/時)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象物質 : アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

7. ばいじん処理物の溶出基準

ばいじん処理物の溶出基準は、埋立基準（大阪湾広域臨海環境整備センター 判定基準値）等を適用し濃度を下記の基準値以下とします。ばいじん処理物の溶出基準は、達成することとした数値を設計値とします。

項目	基準値	設計値	測定頻度
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	4回/年
水銀又はその化合物 mg/L	0.005 以下	0.005 以下	4回/年
カドミウム又はその化合物 mg/L	0.09 以下	0.09 以下	4回/年
鉛又はその化合物 mg/L	0.3 以下	0.3 以下	4回/年
六価クロム又はその化合物 mg/L	1.5 以下	1.5 以下	4回/年
砒素又はその化合物 mg/L	0.3 以下	0.3 以下	4回/年
セレン又はその化合物 mg/L	0.3 以下	0.3 以下	4回/年
1, 4-ジオキサン mg/L	0.5 以下	0.5 以下	4回/年

8. 焼却残渣のダイオキシン類含有量

焼却残渣（焼却灰、ばいじん処理物、その他埋立対象物）のダイオキシン類含有量は、下記の基準値以下とします。焼却残渣のダイオキシン類含有量は、達成することとした数値を設計値とします。

項目	基準値	設計値	測定頻度
ダイオキシン類 ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	2回/年

排ガス・放流水の監視の体制・方法

区分	計測地点	測定項目	測定頻度
排ガス	煙突	流量	連続
		ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素	連続
		ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素	2月1回
		ダイオキシン類	1年2回
放流水	下水道放流直前の水質が採水できる場所	流量	連続
		温度・水素イオン濃度	1日1回以上
		生物化学的酸素要求量	14日1回以上
		ダイオキシン類	1年1回以上
		カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、浮遊物質(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、窒素含有量、リン含有量、沃素消費量、ニッケル	7日1回以上